

# 学校法人 本山学園 寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人本山学園と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岡山県岡山市北区大供三丁目2番18号に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 西日本調理製菓専門学校         | 調理製菓専門課程           |
| (2) 岡山医療技術専門学校          | 医療専門課程<br>商業実務専門課程 |
| (3) インターナショナル岡山歯科衛生専門学校 | 歯科医療専門課程           |

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 書籍・文房具小売業
- (2) 各種食料品小売業
- (3) 金物・荒物小売業
- (4) 指定居宅介護支援事業及び指定居宅サービス事業のうち、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、福祉用具貸与及び認知症対応型共同生活介護事業
- (5) リハビリテーション施設の運営、管理
- (6) 介護保険法による要支援認定者に対する介護予防事業

## 第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事（理事長を除く。）のうち1人を副理事長とし、理事総数の過半数の議決により選

任する。副理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第7条 理事は次の各号に掲げる者とする。

(1) 西日本調理製菓専門学校長及び岡山医療技術専門学校長のうちから選任した者

(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 1人

(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 4人

2 前号第1号及び第2号の理事は、学校長又は評議員の職を退いたときには、理事の職を失うものとする。

3 理事の定年は満75歳とし、その任期中に定年に達したときは、当該年度末をもって退任するものとする。ただし、理事長及び各学校長在任中の理事は定年制の例外とすることができる。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（学校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）

又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(親族関係者等の制限)

第9条 この法人の理事のうちには、各理事についてその親族その他特殊な関係がある者が1人を超えて含まれることになってはならない。

2 この法人の監事には、この法人の理事若しくはその親族その他特殊な関係がある者又は職員（学校長及び教員を含む。以下同じ。）が含まれることになってはならない。

3 この法人の監事は、相互に親族その他特殊な関係がある者であってはならない。

(役員任期)

第10条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の業務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(4) 定年。

(役員報酬)

第13条 役員は、その地位に就任していることをもって報酬を受けてはならない。

2 役員報酬は、その職務に応じて、理事長が別に定める。

(理事長の職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第15条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第16条 理事長及び副理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第17条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行う。副理事長にも事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第18条 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを岡山県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第19条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

- (2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- (3) 寄附行為の変更
- (4) 合併
- (5) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定
- (6) 私立学校法にかかる許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項
- (7) 寄附行為細則、経理規定等学校法人の運営に関する規程、規則の制定及び変更
- (8) 学校長の任免その他重要な人事
- (9) 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約
- (10) 役員報酬に関する事項
- (11) 評議員の選任、解任の同意
- (12) 学則の変更
- (13) 収益事業に関する重要事項
- (14) その他法人の業務に関する重要事項

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の3分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第4項の規定により招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の議決について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第20条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項そ

の他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第21条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事全員が署名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

## 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第22条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、13人の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事会が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第23条 第21条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び

基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) 学校長の選任
- (10) 学則の変更
- (11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの  
(評議員会の意見具申等)

第25条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第26条 評議員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の教職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 5人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 5人

2 評議員のうちには、役員のいずれか1人と親族その他特殊な関係にある者の数又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係のある者の合計数が評議員現在数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

3 第1項第1号に規定する評議員は、この法人の教職員の地位を退いたときは評議員の職も失うものとする。

(評議員の制限)

第27条 第7条第3項、第9条第1項及び第13条の規定は、評議員について準用する。

(任期)

第28条 評議員の任期は4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第29条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
  - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了。
  - (2) 辞任。
  - (3) 定年。
- 3 理事長が、本学園の諸般について精通し、かつ、評議員として適当と考える者については、定年制の例外とすることができる。

## 第5章 学園長

(学園長)

第30条 この法人に学園長1人を置くことができる。

- 2 学園長は、この寄附行為第3条の目的に従い、学園全般の教育及び運営を総覧し、理事長に助言を行う。
- 3 学園長は、この寄附行為第3条の趣旨を貫徹するのに適当な者でなければならない。
- 4 学園長は、理事会において理事総数の過半数の議決を得て選任し、その任期は4年とする。
- 5 学園長は、再任されることができる。

## 第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第31条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の主要事項について、理事会の諮問に応じる。
- 4 参与は、この法人に対して特に貢献のある者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 5 参与は、この法人の運営に協力する。

## 第7章 資産及び会計

(資産)

第32条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の

部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第34条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第35条 基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第36条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、入試選考料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第37条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第38条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の過半数の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第39条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の過半数の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第40条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなけれ

ばならない。

(財産目録等の備え付け及び閲覧)

第41条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第18条第3号の監査報告書を各事業所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第42条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第43条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第8章 解散及び合併

(解散)

第44条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 岡山県知事の解散命令

2 前項の第1号に掲げる事由による解散にあつては岡山県知事の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては岡山県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第45条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した国、地方公共団体、学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第46条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て岡山県知事の認可を受けなければならない。

## 第9章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第47条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、岡山県知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、岡山県知事に届け出なければならない。

## 第10章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第48条 この法人は、第41条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、学校法人本山学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この寄附行為の施行についての細則その他、法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

## 附 則 (変更の場合)

この寄附行為の変更は、岡山県知事の認可の日(平26年4月1日)から施行する。

新旧の比較対照表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p><u>(1) 岡山医療専門職大学 健康科学部 理学療法学科</u> <u>作業療法学科</u></p> <p><u>(2) 西日本調理製菓専門学校 調理製菓専門課程</u></p> <p><u>(3) 岡山医療技術専門学校 医療専門課程</u> <u>商業実務専門課程</u></p> <p><u>(4) インターナショナル岡山歯科衛生専門学校 歯科医療専門課程</u></p> <p>(理事の選任)</p> <p>第 7 条 理事は次の各号に掲げる者とする。</p> <p><u>(1) 岡山医療専門職大学学長</u></p> <p><u>(2) この法人が設置する専門学校の学校長のうちから選任した者 1 人</u></p> <p><u>(3) 評議員のうちから評議員会において選任した者 1 人</u></p> <p><u>(4) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 3 人</u></p> <p>2 <u>前項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の理事は、学長、学校長又は評議員の職を退いたときには、理事の職を失うものとする。</u></p> <p>3 理事の定年は満 75 歳とし、その任期中に定年に達したときは、当該年度末をもって退任するものとする。ただし、<u>理事長、学長及び学校長</u>在任中の理事は定年制の例外とすることができる。</p> <p>(理事長の職務)</p> <p>第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 西日本調理製菓専門学校 調理製菓専門課程</u></p> <p><u>(2) 岡山医療技術専門学校 医療専門課程</u> <u>商業実務専門課程</u></p> <p><u>(3) インターナショナル岡山歯科衛生専門学校 歯科医療専門課程</u></p> <p>(理事の選任)</p> <p>第 7 条 理事は次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 西日本調理製菓専門学校長及び岡山医療技術専門学校長のうちから選任した者</u></p> <p><u>(2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 1 人</u></p> <p><u>(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 4 人</u></p> <p>2 <u>前号第 1 号及び第 2 号の理事は、学校長又は評議員の職を退いたときには、理事の職を失うものとする。</u></p> <p>3 理事の定年は満 75 歳とし、その任期中に定年に達したときは、当該年度末をもって退任するものとする。ただし、<u>理事長及び各学校長</u>在任中の理事は定年制の例外とすることができる。</p> <p>(理事長の職務)</p> <p>第 14 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。</p>

<p>2 理事長は、学園教学の長として、学園全般の教育を統理する。ただし、特に必要とする場合は、第5章の規定に基づき、別に学園長を選任することができる。</p> <p>(理事会)</p> <p>第19条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。</p> <p>(1) 予算、決算、金銭の借入、財産の取得、基本財産の処分</p> <p>(2) 事業計画及び事業報告</p> <p>(3) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄</p> <p>(4) 寄附行為の変更</p> <p>(5) 合併・解散</p> <p>(6) 解散した場合の残余財産の帰属者の選定</p> <p>(7) 収益事業に関する重要事項</p> <p>(8) 私立学校法にかかる許認可、寄附金品の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項</p> <p>(9) 学長、学校長の任免</p> <p>(10) 評議員の選任、解任の同意</p> <p>(11) 学則の変更</p> <p>(12) その他法人の業務に関する重要事項</p> <p>(諮問事項)</p> <p>第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。</p> <p>(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本</p>	<p>(新設)</p> <p>(理事会)</p> <p>第19条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。</p> <p>2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。</p> <p>(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告</p> <p>(2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄</p> <p>(3) 寄附行為の変更</p> <p>(4) 合併</p> <p>(5) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定</p> <p>(6) 私立学校法にかかる許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項</p> <p>(7) 寄附行為細則、経理規定等学校法人の運営に関する規程、規則の制定及び変更</p> <p>(8) 学校長の任免その他重要な人事</p> <p>(9) 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約</p> <p>(10) 役員報酬に関する事項</p> <p>(11) 評議員の選任、解任の同意</p> <p>(12) 学則の変更</p> <p>(13) 収益事業に関する重要事項</p> <p>(14) その他法人の業務に関する重要事項</p> <p>(諮問事項)</p> <p>第24条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。</p> <p>(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本</p>
---	---

<p>本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(4) 寄附行為の変更</p> <p>(5) 合併</p> <p>(6) 目的たる事業の成功の不能による解散</p> <p>(7) 収益事業に関する重要事項</p> <p>(8) 寄附金品の募集に関する事項</p> <p>(9) <u>学長、学校長の選任</u></p> <p>(10) 学則の変更</p> <p>(11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p>(解散)</p> <p>第 44 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産</p> <p>(5) <u>文部科学大臣の解散命令</u></p> <p>2 前項第 1 号の掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあっては<u>文部科学大臣</u>の認定を受けなければならない。</p> <p>(合併)</p> <p>第 46 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て<u>文部科学大臣</u>の認定を受けなければならない。</p>	<p>財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分</p> <p>(2) 事業計画</p> <p>(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>(4) 寄附行為の変更</p> <p>(5) 合併</p> <p>(6) 目的たる事業の成功の不能による解散</p> <p>(7) 収益事業に関する重要事項</p> <p>(8) 寄附金品の募集に関する事項</p> <p>(9) <u>学校長の選任</u></p> <p>(10) 学則の変更</p> <p>(11) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p> <p>(解散)</p> <p>第 44 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(1) 理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決</p> <p>(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 破産</p> <p>(5) <u>岡山県知事の解散命令</u></p> <p>2 前項の第 1 号の掲げる事由による解散にあっては岡山県知事の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあっては<u>岡山県知事</u>の認定を受けなければならない。</p> <p>(合併)</p> <p>第 46 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て<u>岡山県知事</u>の認可を受けなければならない。</p>
---	--

<p>(寄附行為の変更)</p> <p>第 47 条 <u>この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。ただし、この寄附行為の変更に関する重要な事項については、評議員会の承認を要するものとする。</u></p> <p>2 <u>私立学校法施行規則に定める寄附行為変更に係る届出事項については、前項の規定にかかわらず、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、この寄附行為の変更に関する重要な事項については、評議員会の承認を要するものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>この寄附行為の変更は、岡山県知事の認可の日（平成 26 年 4 月 1 日）から施行する。</p> <p><u>この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>理事長 室山 義正</u>  <u>理 事 本山 康代</u>  <u>理 事 浅利 正二</u>  <u>理 事 早野 充</u>  <u>理 事 中井 達</u>  <u>理 事 山口 輝見子</u>  <u>監 事 石田 正美</u>  <u>監 事 目黒 宏平</u></p> <p><u>この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 年 月 日）から施行する。</u></p>	<p>(寄附行為の変更)</p> <p>第 47 条 <u>この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、岡山県知事の認可を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>私立学校法施行規則に定める寄附行為変更に係る届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、岡山県知事に届け出なければならない。</u></p> <p>附則（変更の場合）</p> <p>この寄附行為の変更は、岡山県知事の認可の日（平成 26 年 4 月 1 日）から施行する。</p>
--	---

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

		設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類						
区	分	年 度		開設年度	平成33 年度	平成34 年度	平成35 年度	合 計
		平成30 年度	開設年度の前年度					
設置経費	校 地 (うち造成費)	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円
	施 基 準 内	1,272,321千円	43,171千円	—	—	—	—	1,315,492千円
	設 基 準 外	93,221千円	—	—	—	—	—	93,221千円
	設 図 書	15,346千円	3,016千円	2,541千円	—	—	—	20,903千円
	備 校 具 具 品	93,248千円	93,406千円	24,190千円	12,621千円	—	—	223,465千円
	小 計	1,474,136千円	139,593千円	26,731千円	12,621千円	—	—	1,653,081千円
新設校の開設年度の経常経費				335,160千円				335,160千円
合 計		1,474,136千円	139,593千円	361,891千円	12,621千円	—	—	1,988,241千円

既設校からの転共用	施 設	基 準 内	604,926 千円
		基 準 外	92,649 千円
	設 備	図 書	20,136 千円
		教具・校具・備品	129,698 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
第2号基本金引当特定資産	600,000 千円	平成29年度までに第2号基本金として事業活動収入から組入れられた第2号基本金引当特定資産から平成30年度に600,000千円(新校舎建築費)を支出した。
現金預金	1,388,241 千円	平成30年度までに事業活動収入から積立てられた現金預金から874,136千円(新校舎建築費、改修に672,321千円、体育館整備に93,221千円、図書整備に15,346千円、校具・教具・備品に93,248千円)を支出し、その残514,105千円を財源に充当する。
	千円	
合 計	1,988,241 千円	

財産目録総括表

科目	年度		平成29年度末 (開設年度から3年前の年度)		平成30年度末 (開設年度の前々年度)		申請時 (平成31年 3月31日)	
一 基本財産			2,394,336 千円		3,832,029 千円		3,832,029 千円	
1 土地(団地別)								
校地	5,266 m <sup>2</sup>	999,760 千円	5,987 m <sup>2</sup>	1,136,090 千円	5,987 m <sup>2</sup>	1,136,090 千円		
		m <sup>2</sup> 千円		m <sup>2</sup> 千円		m <sup>2</sup> 千円		
計	5,266 m <sup>2</sup>	999,760 千円	5,987 m <sup>2</sup>	1,136,090 千円	5,987 m <sup>2</sup>	1,136,090 千円		
2 建物								
(1)校舎	20,128 m <sup>2</sup>	1,232,976 千円	22,100 m <sup>2</sup>	2,299,355 千円	22,100 m <sup>2</sup>	2,299,355 千円		
(2)体育館		m <sup>2</sup> 千円	1,055 m <sup>2</sup>	92,649 千円	1,055 m <sup>2</sup>	92,649 千円		
(3)寄宿舍	366 m <sup>2</sup>	35,015 千円	366 m <sup>2</sup>	33,248 千円	366 m <sup>2</sup>	33,248 千円		
計	20,494 m <sup>2</sup>	1,267,991 千円	23,521 m <sup>2</sup>	2,425,252 千円	23,521 m <sup>2</sup>	2,425,252 千円		
3 機器備品	3,621 点	97,542 千円	5,959 点	181,133 千円	5,959 点	181,133 千円		
4 図書		冊 千円	11,062 冊	40,597 千円	11,062 冊	40,597 千円		
5 車両	2 台	707 千円	2 台	244 千円	2 台	244 千円		
6 その他		3,890 千円		48,713 千円		48,713 千円		
二 運用財産			5,989,943 千円		4,371,893 千円		4,371,893 千円	
1 預貯金, 現金			4,947,521 千円		4,220,521 千円		4,220,521 千円	



## 貸借対照表

平成31年 3月31日

(単位:円)

資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産		3,966,796,459	3,392,132,284	574,664,175
有形固定資産		3,831,797,849	2,394,104,240	1,437,693,609
土地		1,136,090,000	999,760,000	136,330,000
建物		2,425,252,350	1,267,990,873	1,157,261,477
構築物		48,481,162	3,658,168	44,822,994
教育研究用機器備品		163,083,697	91,035,870	72,047,827
管理用機器備品		18,049,451	6,506,463	11,542,988
図書		40,597,195	24,446,328	16,150,867
車両		243,994	706,538	△ 462,544
特定資産		133,475,893	600,000,000	△ 466,524,107
奨学金引当特定資産		133,475,893	0	133,475,893
第2号基本金引当特定資産		0	600,000,000	△ 600,000,000
その他の固定資産		1,522,717	398,028,044	△ 396,505,327
電話加入権		231,868	231,868	0
収益事業元入金		0	396,505,327	△ 396,505,327
保険積立金		1,084,849	1,084,849	0
出資金		10,000	10,000	0
敷金		196,000	196,000	0
流動資産		4,237,126,725	4,992,147,061	△ 755,020,336
現金預金		4,220,521,380	4,947,520,529	△ 726,999,149
未収入金		539,946	19,000	520,946
有価証券		0	34,627,256	△ 34,627,256
前払金		13,924,512	9,575,096	4,349,416
仮払金		147,207	381,080	△ 233,873
立替金		1,993,680	24,100	1,969,580
資産の部合計		8,203,923,184	8,384,279,345	△ 180,356,161
負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
流動負債		480,063,598	529,911,850	△ 49,848,252
未払金		44,983,724	13,149,451	31,834,273
前受金		428,518,305	511,687,606	△ 83,169,301
仮受金		4,461,413	2,651,576	1,809,837
預り金		2,100,156	2,423,217	△ 323,061
負債の部合計		480,063,598	529,911,850	△ 49,848,252
純資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
基本金		5,177,907,893	4,646,723,395	531,184,498
第1号基本金		4,377,907,893	4,046,723,395	331,184,498
第2号基本金		800,000,000	600,000,000	200,000,000
繰越収支差額		2,545,951,693	3,207,644,100	△ 661,692,407
翌年度繰越収支差額		2,545,951,693	3,207,644,100	△ 661,692,407
純資産の部合計		7,723,859,586	7,854,367,495	△ 130,507,909
負債及び純資産の部合計		8,203,923,184	8,384,279,345	△ 180,356,161

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成30年度	・学校法人本山学園新 校舎新築工事(工事 費)	・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根5階 建:3,026.63㎡、渡り廊下:35.06㎡	平成30年4月2日着 工 平成31年2月28日完 成	岡山医療専門職大学 健康科学部専用
	・学校法人本山学園既 存本館改修工事 (工事費)	・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1 階付13階建 施行面積2,560.19㎡、屋 上テラス451.43㎡、屋上庭園76.59㎡ (学生ホール等・屋上庭園・外壁改修)	平成30年4月2日着 工 平成31年2月28日完 成	岡山医療専門職大学 健康科学部専用、岡 山医療専門職大学健 康科学部・西日本調理 製菓専門学校・岡山医 療技術専門学校・イン ターナショナル岡山歯 科衛生専門学校共用
	・新校舎新築工事・既 存校舎改修工事(建築 設計業務費)	・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根5階 建:3,026.63㎡、S造3階建 渡り廊下: 35.06㎡ ・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1 階付13階建 施行面積2,560.19㎡、屋 上テラス451.43㎡、屋上庭園76.59㎡	平成29年12月2日～ 平成29年12月25日、 平成30年1月6日～ 平成30年3月31日	岡山医療専門職大学 健康科学部専用、岡 山医療専門職大学健 康科学部・西日本調理 製菓専門学校・岡山医 療技術専門学校・イン ターナショナル岡山歯 科衛生専門学校共用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成30年度	・学校法人本山学園新校舎新築工事、学校法人本山学園既存本館改修工事(監理業務委託費)	・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根5階建:3,026.63㎡、S造3階建 渡り廊下:35.06㎡ ・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建 施行面積2,560.19㎡、屋上テラス451.43㎡、屋上庭園76.59㎡	平成30年4月2日～平成31年3月31日	岡山医療専門職大学健康科学部専用、岡山医療専門職大学健康科学部・西日本調理製菓専門学校・岡山医療技術専門学校・インターナショナル岡山歯科衛生専門学校共用
	・本館体育館改修工事(工事費)	・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建 体育館:1,055.21㎡	平成30年4月2日～平成31年3月31日	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館体育館改修工事(建築設計業務費)	・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建 体育館:1,055.21㎡	平成29年12月2日～平成29年12月25日、平成30年1月6日～平成30年3月31日	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館体育館改修工事(監理業務委託費)	・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建 体育館:1,055.21㎡	平成30年4月2日～平成31年3月31日	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館ネットワーク構築、LAN配線工事	・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建 本館2,560.19㎡	平成30年7月17日着工 平成30年8月31日完成	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・新館LAN配線工事	・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根5階建 3,026.63㎡ 渡り廊下:35.06㎡	平成31年1月10日完成	岡山医療専門職大学健康科学部専用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成30年度	・沖電話CrosCoreL 電話設備工事	・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根5階建:3,026.63㎡、S造3階建 渡り廊下:35.06㎡ ・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建 施行面積2,560.19㎡、屋上テラス451.43㎡、屋上庭園76.59㎡	平成30年8月24日着工 平成30年10月30日完成	岡山医療専門職大学健康科学部専用、岡山医療専門職大学健康科学部・西日本調理製菓専門学校・岡山医療技術専門学校・インターナショナル岡山歯科衛生専門学校共用、岡山医療専門職大学大学事務局、法人事務局
	・健康科学部設置に係る図書を購入	図書4,511冊	平成31年1月31日購入	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・図書装備・データ作成	図書装備・データ作成4,517冊	平成31年1月31日納入	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館備品の購入	理事長室:家具2台、食器棚1台、応接テーブル1台、応接ミーティングイス8脚、研究室:机27台、イス27脚、テーブル27台	平成30年8月24日購入	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・図書館システム構築	図書館システム「情報館」構築	平成31年1月31日完成	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館備品の購入	PC(デスクトップ)3台、モニター1台	平成30年9月28日購入	岡山医療専門職大学健康科学部専用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成30年度	・新館教具の購入	Wi-Fiシステム構築、設置	平成31年1月10日完成	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・新館校具・新館教具・新館備品・新館図書館家具	壁掛けプロジェクター12セット、AV設備一式(液晶プロジェクター2台、電動スクリーン2台、書画カメラ1台、ブルーレイプレーヤー他)、大講義室用:3人掛けテーブル45台、スタッキングチェア135脚、講義机椅子90脚、2~4階用:テーブル(3人掛け)72台、テーブル(2人崖)72台、スタッキングチェア360脚、講義机椅子240脚、ホワイトボード13台、教卓16台、演台2台、更衣室:ロッカー(9人用)59基、2F学生ホール:テーブル7台、チェア28脚、ハイテーブル6台、カウンター12台、自販機コーナー:勾玉テーブル18台、キャンパスアップ36脚、掲示板6台、5F学生ホール:勾玉テーブル14台、椅子28脚、テーブル8台、ソファ4脚、ポル チェア8脚、図書館:L字カウンター1台、カウンター1台、カウンターワゴン2台、カウンター事務椅子2脚、OPAC台2台、4人用閲覧机11台、閲覧用椅子56脚、大型本架1台、複式書架(6段4連)8台、複式書架(8段6連)1台、窓際閲覧机1台、雑誌架1台、ブラウジングチェア4脚、オーディオルーム:AVブース1人用5台、椅子5脚、レファレンスルーム:キャレルデスク5人用1式、椅子5脚、6人用閲覧机1台、閲覧用椅子6脚、片面3人用閲覧机1台、椅子3脚、書架1台、ディスクッションルーム:グループテーブル椅子30脚、テーブル30台、整理室:テーブル2台、椅子4脚、書庫:ハンドル式移動棚1式	平成30年12月31日購入	岡山医療専門職大学健康科学部専用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成30年度	・本館備品の購入	PC(デスクトップ)2台	平成30年10月31日購入	岡山医療専門職大学健康科学部専用、岡山医療専門職大学大学事務局
	・新館教具の購入	ノートPC9台	平成30年12月27日購入	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・体育館教具の購入	フットサルゴール1組、フットサルゴールネット1組、フットサルボール10個、ソフトバレー・バド支柱5組、ソフトバレーネット5張、ソフトバレーボール10個、バドミントンネット5張、バドミントンラケット20本、シャトル5筒、ボールカゴ3台、ドッチボール2個、砂袋16袋	平成31年2月28日購入	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館教具の購入	電動車いす1台	平成31年2月28日購入	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館備品・図書館備品の購入	ホワイトボード3台、シュレッダー5台、ラベルシール1式、応接椅子1脚	平成30年11月22日、平成31年2月28日購入	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館備品の購入	家具3台	平成30年11月1日着工 平成30年12月5日完成	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館教具の購入	ノートPC1台	平成31年2月28日購入	岡山医療専門職大学健康科学部専用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成31年度	・本館研究室改修工事	・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建 施行面積573.48㎡	令和1年8月1日着工 令和2年1月15日完成予定	岡山医療専門職大学 健康科学部専用
	・本館ネットワーク構築、LAN配線工事	・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付13階建 施行面積573.48㎡	令和1年8月1日着工 令和2年1月15日完成予定	岡山医療専門職大学 健康科学部専用
	・校舎・土地購入	・宅地343.28㎡、鉄骨造陸屋根3階建 468.48㎡	平成31年4月17日契約、令和1年5月8日購入	法人全体としてどこの学校が使用するかは未定だが、今後の教育施設として活用していくために購入
	・健康科学部設置に係る図書の購入	図書131冊	令和1年7月17日に購入予定(6月3日納入予定が遅延)	岡山医療専門職大学 健康科学部専用
	・図書館備品の購入	PC(デスクトップ)5台、タブレット端末14台	平成31年3月8日購入	岡山医療専門職大学 健康科学部専用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成31年度	・本館校具・本館教具 ・本館備品	体育館: 演台1台、書見台1台、理事控室: 会議テーブル2台、椅子12脚、非常勤講師控室: 会議テーブル2台、回転椅子8脚、システム収納オープン1台、ロッカー1台、シングルベース2台、コートハンガー1台、会議室: 会議テーブル12台、会議椅子36脚、ホワイトボード1台、学生大ラウンジ: 勾玉テーブル23台、正方形フラップテーブル15台、キャンパスアップチェア100脚、透明ボード12台、屋上庭園: パラソル7セット、アームチェア28脚、テーブル7台、演習室: 会議椅子128脚、ホワイトボード9台、大学事務局: システム収納2台、天板1個、片袖デスク16台、両袖デスク1台、椅子20脚、応接室: 会議テーブル1台、応接椅子10脚、コートハンガー2台、回転椅子26脚、会議テーブル4台、ホワイトボード1枚、会議サポート1台、応接用センターテーブル1台、研究室: A4オープン書庫54台、学長・学部長室: 両袖デスク2台、回転椅子2台、書棚3台、ロッカー2台、サイドボード2台、アームチェア2台、ソファ1台、センターテーブル1台、会議テーブル1台、応接会議椅子4脚、ホワイトボード1台	平成31年2月28日購入	岡山医療専門職大学健康科学部専用、岡山医療専門職大学健康科学部・西日本調理製菓専門学校・岡山医療技術専門学校・インターナショナル岡山歯科衛生専門学校共用、岡山医療専門職大学大学事務局
	・本館備品の購入	PC(デスクトップ)1台	平成31年4月30日購入	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館教具の購入	体圧計測装置2台	令和2年2月28日購入予定	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館教具の購入	義足・義手等装具14点	令和2年2月28日購入予定	岡山医療専門職大学健康科学部専用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成31年度	・本館教具の購入	超短波治療器1台、筋電計一式、肺活量計8個、骨格モデル直立スタンド4台、骨格分離モデル4台、模型7台	令和2年2月28日購入予定	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館体育館備品	椅子600脚、チェアポーター25台	平成31年2月28日購入	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館教具の購入	ノートPC1台	平成31年3月30日購入	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館教具の購入	モーターベッド1台	令和2年2月28日購入予定	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館教具の購入	顕微鏡(油浸集光器付)4台	令和2年2月28日購入予定	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館教具の購入	バイオデックスシステム1台、インボディー式(徒手筋力計、伝の心等)	令和2年2月28日購入予定	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館教具の購入	高機能型圧分布システム一式、アイトラッキングシステム一式、加速度計付筋電計測装置デルシステム一式、肺運動モニタリングシステム一式	令和2年2月28日購入予定	岡山医療専門職大学健康科学部専用

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和2年度	・健康科学部理学療法学科・作業療法学科設置に係る図書の購入	図書141冊	令和2年6月30日購入予定	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館教具・備品の購入	PC(デスクトップ)14台、ノートPC1台	令和2年4月1日購入予定	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館備品・新館教具の購入	PC(デスクトップ)18台、ノートPC2台	令和2年7月1日購入予定	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・体育館・新館備品の購入	新館イス100脚、体育館用プロジェクター1台	令和2年4月1日購入予定	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館教具の購入	スパイナルマウス1台、ノートPC1台	令和3年2月28日購入予定	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館教具の購入	超音波診断装置1台	令和3年1月28日購入予定	岡山医療専門職大学健康科学部専用
	・本館教具の購入	多視点3D解剖教育システム一式	令和3年1月28日購入予定	岡山医療専門職大学健康科学部専用
令和3年度	・本館備品の購入	ノートPC1台	令和3年4月1日購入予定	岡山医療専門職大学大学事務局

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
令和3年度	・新館教具、本館8F PCルーム教具の購入	教員用PC1台、学生用54台(モニタ 含む)、プリンター2台、ノートPC4 台	令和4年2月28日購 入予定	岡山医療専門職大学 健康科学部専用、岡 山医療専門職大学健 康科学部・西日本調理 製菓専門学校・岡山医 療技術専門学校・イン ターナショナル岡山歯 科衛生専門学校共用
令和4年度	該当無し			
令和5年度	該当無し			

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度(令和2年度)	開設2年度(令和3年度)	開設3年度(令和4年度)	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		211,200	386,400	561,600	736,800
手数料収入		7,970	8,740	9,510	10,280
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		20	40	60	80
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		700	1,400	2,100	2,800
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		211,200	298,800	386,400	386,400
その他の収入			0	0	0
資金収入調整勘定		△ 123,600	△ 211,200	△ 298,800	△ 386,400
前年度繰越支払資金		0	4,641	26,850	147,687
収入の部合計		307,490	488,821	687,720	897,647

(支出の部)

(単位 千円)

科目	年度	開設年度(令和2年度)	開設2年度(令和3年度)	開設3年度(令和4年度)	完成年度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		280,036	331,898	364,742	374,822
教育研究経費支出		38,300	52,300	91,700	111,500
管理経費支出		56,760	57,760	66,960	69,360
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		26,731	0	0	0
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		△ 93,978	32,013	39,631	44,847
[ 予備費 ]		4,000	4,000	4,000	4,000
資金支出調整勘定		△ 9,000	△ 16,000	△ 27,000	△ 30,000
翌年度繰越支払資金		4,641	26,850	147,687	323,118
支出の部合計		307,490	488,821	687,720	897,647

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科目	年度	開設年度(令和2年度)	開設2年度(令和3年度)	開設3年度(令和4年度)	完成年度	
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分	
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金	211,200	386,400	561,600	736,800
		手数料	7,970	8,740	9,510	10,280
		寄付金				
		経常費等補助金	20	40	60	80
		付随事業収入				
	支出	雑収入	700	1,400	2,100	2,800
		教育活動収入 計	219,890	396,580	573,270	749,960
		人件費	280,036	331,898	364,742	374,822
		教育研究経費	75,588	126,595	198,301	205,956
		管理経費	62,095	68,160	81,255	80,713
		徴収不能額等				
		教育活動支出 計	417,719	526,653	644,298	661,491
		教育活動収支差額	△ 197,829	△ 130,073	△ 71,028	88,469
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0		
		その他の教育活動外収入				
		教育活動外収入 計	0	0	0	0
	支出	借入金等利息				
		その他の教育活動外支出				
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
		教育活動外収支差額	0	0	0	0
		経常収支差額	△ 197,829	△ 130,073	△ 71,028	88,469
特別収支	収入	資産売却差額				
		その他の特別収入				
		特別収入 計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額				
		その他の特別支出				
		特別支出 計	0	0	0	0
		特別収支差額	0	0	0	0
		[ 予備費 ]	4,000	4,000	4,000	4,000
		基本金組入前当年度収支差額	△ 201,829	△ 134,073	△ 75,028	84,469
		基本金組入額合計	329,804	0	0	
		当年度収支差額	△ 531,633	△ 134,073	△ 75,028	84,469
		前年度繰越収支差額	0	△ 531,633	△ 655,706	△ 730,734
		基本金取崩額				
		翌年度繰越収支差額	△ 531,633	△ 665,706	△ 730,734	△ 646,265

(参考)

事業活動収入 計	219,890	396,580	573,270	749,960
事業活動支出 計	417,719	526,653	644,298	661,491